

『総合政策』投稿規程

1. 基本事項

- 本誌『総合政策』は、岩手県立大学総合政策学会の学術誌であり、少なくとも年1回発行とする。
- 本誌には、広く行政・社会、経営・経済、政策科学、地域政策、環境政策、異文化交流などに関する論文等を掲載する。
- 本誌に投稿する原稿は、すべて未発表のものに限る（ただし学会報告についてはこの限りではない）。原稿の種類は、論文、書評、資料紹介、判例評釈、短報などとする。
- 『総合政策』への投稿論文は、2名の査読者による査読を受けるものとする。採否は査読者の意見を尊重し、編集委員会が決定する。
- 原稿締切日は、各号ごとに会員に通知する。
- 投稿論文の本文は、日本語だけでなく、どのような言語であっても構わない。
- 論文は、原則として刷り上がりB5判30ページ以内（1ページ: 22字40行2段 = 1,760字換算）とする。
- 投稿資格については、会員は無条件だが、非会員の場合、会員との共著論文に限る。
- 原稿執筆は、以下の執筆要領によるものとする。
- 論文等の記述は、本文の言語による要旨、キーワード、本文、注記、参考文献、受理年月日、欧文などによる要旨、キーワードの順とする。

2. 執筆要領

○提出形式

原稿は横書きで、ワープロ原稿が望ましい。ただし縦書き原稿も受け付ける（この場合は、印刷も縦書き）。横書き原稿は、A4の用紙を用い、40字×30行でプリントアウトしたものを3部提出する。また印刷前には、フロッピーディスク（3.5インチのもの）を提出すること。ワープロ・ソフトを使う場合は、必ず「テキスト・ファイル形式」で提出すること。一太郎やWordで作成した原稿も、提出するときには必ずテキストファイル形式にすること。

- 数式の多い原稿及び欧文原稿は、TEX等で作成し、必要に応じて1段組としてよいものとする。

なお、原則として投稿原稿やフロッピーディスクは返却しない。

- 項目番号の付け方（あくまでも見本例）

1. →(1)→①→(a)

(例)

1. 公共政策はこれでよいか
 - (1) 転換期の混乱
 - ① 中央指令型社会主義の崩壊
 - (a) 政府の失敗

○用字、文字

文章は口語体で、新カナ使を原則とする。術語以外は常用漢字を用いる。接続詞はできるだけ平仮名を使用する（すなわち、したがって、または、あるいは、さらに、すでに、たとえば、……のように）。

○生物名、単位など

動物・植物の和名は片仮名書きとし、学名はイタリック、単位はメートル法とする。

○数字

アラビア数字を原則とし、半角とする（例：1998年7月）。漢数字の使用が好ましいものは例外とする（例：数千万、一部事務組合など）。

○注の付け方

注は、原則として最後に一括して付ける。

（注番号の付け方）

① 地の文：では、公共政策はどのようにつくればよいのでしょうか¹⁾。

② 引用文：「地域調査の課題は市民を教育することである」²⁾。

上記の1)、2) は右括弧の肩ツキ。

○謝辞をつける場合は、本文末尾、注記の前におく。

○文献の引用

各分野の代表例にならうこと。ただし、欧文雑誌名と欧文単行本名はイタリック指定とする。

○図表

図（写真を含む）、表は、必ずA4で別紙とし、表題にはそれぞれ通し番号を付し、タイトルをつける（例えば、図1、表1のように）。また、図表の挿入箇所も明示する。

○別刷

学会員の場合、筆者は1論文につき合計100部の別刷を無料で受け取ることができる。100部を超えて別刷りを必要とするときは、超過分について実費を徴収する。

○校正

論文の校正は、原則として第1校のみ筆者が行い、第2校以降は編集委員会の責任において行うこととする。筆者はゲラ到着後1週間以内に編集委員会に返送しなければならない。